

国官技第347号
国総公第85号
平成24年3月29日

各地方整備局企画部長 あて
北海道開発局事業振興部長 あて
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長

情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について

情報化施工は、従来の施工技術と比べ、高い施工品質を実現すること並びに施工者の施工管理及び発注者の監督・検査を効率化することから、直轄工事において積極的に活用しているところである。

情報化施工については、「情報化施工技術の一般化・実用化の推進について」（平成22年8月2日付国官技第113号、国総施第31号）に基づき、普及推進に取り組んでいるところであるが、情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について、その考え方及び要領を別紙のとおり整理したので、本通達に基づき実施されたい。

なお、通達「トータルステーションを用いた出来形管理技術の実用化について」（平成22年3月31日付国官技第370号、国総施第284号）は廃止する。

また、要領については、平成24年4月1日以降に契約の手続きを開始する工事において適用するものとし、それ以外の工事においては監督職員と協議により適用を決定するものとする。

情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査の考え方及び要領

情報化施工技術の活用により、工事施工中の施工管理データが連続的に取得可能となることから、従来よりも多くの点で品質管理が可能となり、これまで以上の品質確保が期待される。ついては、情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査の考え方及び要領を以下のとおりとする。

1. 情報化施工技術を活用した施工管理の基本的な考え方

施工者においては、施工管理データの取得によりトレーサビリティが確保されるとともに、高精度の施工やデータ管理の簡略化・書類作成の負担軽減等が可能となる。

ついては、施工者においては、情報化施工機器の適切な調達及び管理等を行うとともに、適切な施工管理の下での施工を行うものとする。

2. 情報化施工技術を活用した監督・検査の基本的な考え方

発注者においては、従来の監督職員による現場確認が施工管理データの数値チェック等で代替可能となるほか、検査職員による出来形・品質管理の規格値等の確認について数値の自動チェックが今後可能となるなど効率化が期待される。

ついては、情報化施工の実施における監督・検査にあたっては以下の場面で確認を行うこととする。

(1) 工事施工前における使用機器の精度の確認

施工管理データが適切な管理のもと取得されるとともに、トレーサビリティが確保されるよう、工事施工前において、使用する測量機器の検定証明書やソフトウェアの仕様を示す資料等を確認するものとする。

(2) 既済部分検査及び完了検査実施時における出来形・品質の確認

施工過程において取得された施工管理データが規格値を満足することを確認するため、検査実施時において、取得されたデータの一部を確認する。検査の実施方法は従来どおり、書面による検査及び実地による検査とする。

3. 施工管理及び監督・検査に関する要領

上記1、2の目的を達成するため、当面の間、施工管理及び監督・検査に関する要領を以下のとおり定める。なお、適用にあたっては、個々の現場条件により適切に運用されたい。

(1) TS を用いた出来形管理

1) 土工

- ①TS を用いた出来形管理要領（土工編）（別紙1）
- ②TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）（別紙2）
- ③TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）（別紙3）

2) 舗装工

- ①TS を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（別紙4）
- ②TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（別紙5）

(2) TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理

- ①TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（別紙6）
- ②TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（別紙7）

以上